

令和8年4月1日から自転車の 交通違反に青切符を導入



自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金
6000円

通行禁止違反



反則金
5000円

遮断踏切立入り



反則金
7000円



反則金
12000円

携帯電話の使用等



反則金
5000円

一時不停止



反則金
6000円

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

令和七年十月号

石田川



(0581)
22-0110
山県警察署



みんなでつくろう安心の街 全国地域安全運動

10月11日（土）～20日（月）

重点

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

子供と女性の犯罪被害防止

侵入犯罪や自転車盗などの被害防止

全国地域安全運動は、地域の皆様と関係機関や防犯ボランティア団体が連携して地域安全活動を強化し、犯罪のない「安全で安心して暮らせる地域社会」を実現するために全国で一斉に行われるものです。

10月は自転車の 安全利用・ヘルメット着用推進月間 自転車も車両の仲間 交通ルールを守り、安全に利用しましょう

